

わるなど、生態系や農林水産業に被害をもたらす鳥獣の個体数管理の位置づけを前面に打ち出した「鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」が公布されました。

希少野生動植物の保護対策については、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく各種施策や、レッドリスト、レッドデータブックの改訂等が行われています。

4 化学物質等の環境リスク対策

持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）における「2020年（平成32年）までに、化学物質による人の健康や環境への著しい悪影響を最小化する」という目標を踏まえて、平成21年5月に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化学物質審査規制法）」が改正されました。改正法では、包括的な化学物質の管理を行うため、法制定以前に製造・輸入が行われていた既存化学物質を含む一般化学物質等を対象に、まずはスクリーニング評価を行い、リスクがないとは言えない化学物質を絞り込んで優先評価化学物質に指定した上で、それらについて段階的に情報収集を求め、国がリスク評価を行う効果的、効率的な体系が導入されました。

また、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止するため「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法（P R T R法））が平成12年3月から施行され、平成14年度からは同法に基づき、対象事業者は対象化学物質の排出量、移動量について届け出ることとされています。その後、平成20年11月に同法施行令が改正され、対象業種に医療業が追加されるとともに対象物質の見直しが行われました。

内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）については、その有害性等未解明な点が多いため、基本的な考え方、今後進めていくべき具体的な対応方針として「環境ホルモン戦略計画SPEED'98」が平成10年5月（平成12年11月改訂）に公表され、実態把握やメカニズムの解明が進められてきました。また、平成17年3月に公表された「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について－ExTEND2005－」に続き、平成22年7月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応－EXTEND2010－」、平成28年6月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応－EXTEND2016」が公表されており、内分泌かく乱作用の評価手法の確立と評価に係る取組が進められています。

ダイオキシン類対策については、平成12年1月、「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、耐容一日摂取量や、大気、水質、底質及び土壌の環境基準を設定するとともに、規制対象となる廃棄物焼却炉などの特定施設の排出ガス、排水水についての排出基準が定められました。

P C Bについては、平成13年6月に「P C B特別措置法」の制定及び「環境事業団法」の改正がなされ、P C B廃棄物処理に向けた枠組みが作られました。

平成17年6月にアスベストによる健康被害が社会問題化したことから、国においてはアスベスト問題に係る総合対策を示し、それに基づき労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物処理法、建築基準法等の関係法令を改正しました。

また、健康被害者の迅速な救済を目的とした「石綿による健康被害の救済に関する法律」が平成18年3月に施行され、アスベストによる健康被害者の救済が進められています。その後指定疾病の追加（平成22年7月）や遺族弔慰金の請求期限の延長（平成23年8月）に係る法改正等により被害者等の救済措置の拡充が図られています。

第2節 本県の動向

平成11年3月に本県の環境の保全及び形成についての基本理念、行政・事業者・県民の責務及び環境保全施策の基本方針等を定めた「県環境基本条例」を制定し、この条例に基づき策定した「県環境基本計画」（平成16年3月改定、平成23年3月改定）に掲げる各種施策を

推進するとともに、「県公害防止条例」や「県自然環境保全条例」等の条例、「鹿児島湾ブルー計画」等の環境管理計画などに基づき、環境保全施策を推進しています。

また、「かごしま将来ビジョン」（平成20年3月策定）において、地球温暖化対策や循環型社会実現のための県民、事業者、行政が一体となった取組を進めるとともに、離島をはじめ県内各地に残されている豊かで多様な自然環境が県民共有の財産として保全・育成され、県民生活と産業活動、自然環境が調和する世界に誇れる先進的な地域が形成されることを目指し、様々な施策・事業の推進に積極的に取り組みました。

1 地球環境問題

地球温暖化をはじめとする地球環境問題の解決を目指して、平成13年11月から、県民、事業者及び行政が一体となって、環境保全に向けた具体的行動を全県的に展開する「地球環境を守るかごしま県民運動」を推進しています。

平成22年3月には、県民・事業者・行政等が一体となった地球温暖化対策の推進を図るため、「県地球温暖化対策推進条例」を制定し、平成30年3月には、本県で排出される温室効果ガスの削減対策と気候変動の影響への適応策を総合的・計画的に推進するため、「県地球温暖化対策実行計画」を改定しています。

さらに、県自らも地域における事業者・消費者として、事務事業における温室効果ガスの排出抑制等を図るため、平成10年12月に「県庁環境保全率先実行計画」を策定（平成23年3月改定）し、電気や水等の省エネルギーや廃棄物の減量化等の取組を進めており、「県環境マネジメントシステム」を運用しながら、公共事業を含む全ての事務事業に伴う環境負荷の継続的な低減に努めています。

また、世界自然遺産の島屋久島は、ほぼ全ての電力が水力発電で賄われていることから、県では他の地域にないこの大きな特徴を生かし、CO₂の発生が抑制された先進的な地域づくりを促進するため、専門家からなる「屋久島CO₂フリーの島づくりに関する研究会」から意見・提言を得ながら、電気自動車の導入促進や普及啓発活動を実施するとともに、各種団体を構成する屋久島低炭素社会地域づくり協議会において、温室効果ガス排出量削減のための取組を推進しています。

2 廃棄物・リサイクル対策

国では、廃棄物処理法の改正（平成12年）に伴い、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下、基本方針）」を平成13年5月に策定（平成28年1月改正）しました。

県においても、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき、これまでの「産業廃棄物処理計画」（平成11年3月策定）に替わり、国の基本方針に即した一般廃棄物と産業廃棄物を併せた「県廃棄物処理計画」を平成14年3月に策定（平成28年3月改定）し、この計画に基づき、本県の廃棄物対策の総合的かつ計画的推進を図っています。

さらに、廃棄物処理法の改正（平成27年）や国の「災害廃棄物対策指針」等を踏まえ、平成30年3月に「県災害廃棄物処理計画」を策定しました。

また、市町村のごみ処理施設の整備を進めるとともに、容器包装リサイクル法に基づく容器包装の分別収集・リサイクルを促進するため、平成28年9月に「県分別収集促進計画」の見直しを行いました。また、平成13年4月に完全施行された「家電リサイクル法」に基づき、家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）の円滑な収集運搬・リサイクルを促進するとともに、一般財団法人家電製品協会の「離島対策事業協力制度」を活用しながら離島地域における収集運搬料金の低減化に努めています。また、使用済小型家電のリサイクルについては、平成25年4月に施行された「小型家電リサイクル法」に基づくリサイクルが促進されるよう、市町村に対し制度への理解と参加を促進しています。

さらに、平成17年1月に完全施行された「自動車リサイクル法」に基づき、廃棄される自動車のリサイクルを促進するため、自動車解体業者等の関連事業者に対する指導や制度の普

及啓発等を実施しています。

海岸漂着物対策については、海岸漂着物処理推進法に基づき、平成24年3月に「鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画」を策定しました。

産業廃棄物管理型最終処分場については、本県における循環型社会の形成や地域産業の振興を図る上で、必要不可欠な施設であることから、公共関与による管理型処分場の整備に取り組み、平成20年9月に薩摩川内市川永野地区を整備地に決定し、平成23年度までに関係4自治会と基本協定、環境保全協定及び地域振興に関する確認書の締結を行うとともに、平成23年7月以降、事業主体である公益財団法人鹿児島県環境整備公社が建設工事を進め、平成26年12月に竣工、平成27年1月に開業しました。

3 生物多様性の確保及び野生動植物の保護管理

生物多様性の保全を図っていくためには、野生生物の種の絶滅を防ぐことが必要です。

このため、県内の絶滅のおそれのある種の現状について生物学的観点から絶滅の危険度を評価し、その結果をまとめた鹿児島県レッドリストを平成26年3月に11年ぶりに改訂（維管束植物を除く。）するとともに、鹿児島県レッドデータブックを平成28年3月に改訂しました。

なお、「県希少野生動植物の保護に関する条例」（平成15年3月制定）に基づき、平成30年3月現在で38種を捕獲等を禁止する指定希少野生動植物として指定しています。

また、固有種・希少種が多く、多様な生物相を有する奄美地域においては、「環境省奄美野生生物保護センター」が、野生生物の調査研究や野生生物保護思想の普及啓発等を総合的に推進する拠点施設として運営されています。

さらに、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「生物多様性鹿児島県戦略」を平成26年3月に策定しました。

地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのある侵略的な外来種対策については、平成27年度に県侵略的外来種番付表を作成し、県民への普及啓発につとめるとともに、平成28年度には、県外来種対策基本方針を策定したところです。

4 世界自然遺産

屋久島は、亜熱帯から冷温帯までの多様な植生の垂直分布や樹齢数千年に及ぶヤクスギなど特異な森林形態を有していることなどから、平成5年12月、我が国初の世界自然遺産として登録されました。本県では、屋久島において、自然環境の保全を図りながら、人と自然が共生する新しい地域づくりを目指す「屋久島環境文化村構想」を推進しています。

平成21年6月には、国、県、町は共同で屋久島の科学的な知見を踏まえたより適切な保全管理を実現するため学識者で構成する「屋久島世界遺産地域科学委員会」を設置しました。

また、奄美群島においては、平成15年5月、環境省と林野庁による「世界自然遺産候補地に関する検討会」において、奄美群島を含む琉球諸島が世界自然遺産候補地の一つに選定され、平成25年1月、政府により世界遺産暫定一覧表への記載が決定されました。同年12月に、国、本県及び沖縄県が共同で設置した「世界自然遺産候補地科学委員会」において、具体的な候補地として奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島が選定され、平成28年2月に、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」として暫定一覧表に記載されました。

平成29年2月、国は、ユネスコに世界遺産登録推薦書を提出し、同年10月に国際自然保護連合（IUCN）による奄美大島、徳之島を含む4島現地調査が実施されたところです。現在、世界自然遺産としての価値の維持など、遺産登録に向けた各種取組が進められています。

5 化学物質等の環境リスク対策

有害性のある多種多様な化学物質については、平成14年度から化学物質排出把握管理促進法に基づくP R T R制度により、製造業など24業種を営むとともに、一定の要件を満たす事業者に対し、対象化学物質の排出量、移動量の届出が義務付けられました。県ではそれらの

集計結果をホームページで公表しています。

また、ダイオキシン類については、平成12年度から「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき大気、水質、底質、地下水質及び土壌の汚染状況の常時監視調査や事業場の排出基準監視調査を実施しています。

アスベスト対策については、平成17年度から「アスベスト関係機関連絡会議」による情報の共有化やアスベスト使用実態等の調査・公表を行うとともに、関係機関と連携してアスベストの飛散防止に努めています。また、健康被害者の救済については、「石綿による健康被害の救済に関する法律」が平成18年3月に施行され、平成20年度には環境省等と連携し、救済対象者を掘り起こし、制度の周知を図るなど施策の円滑な実施に努めています。

内分泌かく乱化学物質については、平成10年度から「内分泌かく乱化学物質等情報交換検討会」の関係各課において、情報の提供、収集を行っています。

6 閉鎖性水域の水質保全

閉鎖性水域である鹿児島湾及び池田湖については、総合的な水質保全対策を講じるために昭和54年5月に「鹿児島湾ブルー計画（鹿児島湾水質環境管理計画）」を、昭和58年3月に「池田湖水質環境管理計画」を策定し、その後も見直しなどを行いつつ各種水質保全対策を関係機関と連携しながら進めています。

7 環境学習の推進

本県の環境学習については、平成17年3月に策定した「県環境学習推進基本方針」に基づき様々な施策を推進してきましたが、本県を取り巻く社会経済情勢や環境を巡る状況等が変化してきました。一方、平成23年6月には、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の改正により、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が新たに制定されました。このため、これらを踏まえて「県環境学習推進基本方針」を見直すこととし、平成28年3月に「県環境教育等行動計画」を策定しました。

この「県環境教育等行動計画」では、本県における環境教育等に関し、方向性や具体的な行動計画を示し、それを総合的かつ計画的に推進することにより「人と自然が調和する地球にやさしい社会づくり」を担っていく人材の育成を目指しています。

8 緑化の推進

県民と民間企業・団体・行政のパートナーシップや県民総参加による緑化の推進に取り組んでいます。

また、平成17年度から森林環境税を導入し、森林の役割や重要性について、広報・啓発を実施しています。

9 景観の形成

本県が有している雄大で美しい自然や、地域固有の歴史・文化・人々の暮らし等が織りなす多彩で豊かな景観は、県民共通の資産として保全し、将来の世代に引き継いでいくことが求められており、県では、平成19年度に「景観条例」、「景観形成基本方針」や「景観形成ガイドライン」を、平成20年度に「公共事業景観形成基準」を策定し、これらに基づく施策を展開することにより、県、市町村、県民、事業者等が一体となった、鹿児島らしい景観の形成に努めているところです。

10 環境と調和した農業の推進

農業が本来有する自然循環機能を維持・増進させるため、良質堆肥を用いた健全な土づくりを基本に、化学肥料・化学合成農薬の使用低減に加え、生物多様性の保全など、自然環境保全に資する農業生産活動を支援しながら、環境と調和した農業を積極的に推進しています。